

石狩市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 5 月 31 日

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市条例第 2 号

石狩市介護保険条例の一部を改正する条例

石狩市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（保険料率） 第 5 条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(10) 略 2 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第 1 項第 6 号イの市の定める額は、120万円とする。 3 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第 1 項第 7 号イの市の定める額は、200万円とする。 4 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第 1 項第 8 号イの市の定める額は、300万円とする。 5 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第 1 項第 9 号イの市の定める額は、350万円とする。 6 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,810円</u>とする。	（保険料率） 第 5 条 平成30年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(10) 略 2 平成30年度から<u>令和 2 年度</u>までの令第39条第 1 項第 6 号イの市の定める額は、120万円とする。 3 平成30年度から<u>令和 2 年度</u>までの令第39条第 1 項第 7 号イの市の定める額は、200万円とする。 4 平成30年度から<u>令和 2 年度</u>までの令第39条第 1 項第 8 号イの市の定める額は、300万円とする。 5 平成30年度から<u>令和 2 年度</u>までの令第39条第 1 項第 9 号イの市の定める額は、350万円とする。 6 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和 2 年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,170円</u>とする。 <u>7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,760円とする。</u>

	<u>8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 44,800円とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の石狩市介護保険条例の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。